

○精神科病院における障害者虐待事案対応要領の制定について

令和6年3月28日

道本安対第4661号（相・務・地・刑・捜1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

障害者虐待事案への対応については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく「障害者虐待事案対応要領の制定について」（令6. 3. 13道本安対第4306号）により、適切な対応に努めているところであるが、この度、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、令和6年4月1日から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者への通報義務が新たに設けられたことから、別添のとおり、「精神科病院における障害者虐待事案対応要領」を定めたので、適切な対応に努められたい。

別添

精神科病院における障害者虐待事案対応要領

第1 目的

この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害者虐待事案（その疑いがあると認められる事案を含む。）を認知した場合における迅速な措置、都道府県を始めとする関係機関との連携など、精神障害者の安全の確保を最優先とした障害者虐待事案への的確な対応を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 精神障害者 法第5条第1項に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。
- (2) 業務従事者 精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 精神科病院 医療法第1条の5の規定に基づく病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。）のうち、医療法第7条第2項の規定に基づく「精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのもの。）」を有する病院をいう。
- (4) 障害者虐待 業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次表左欄のいずれかに該当する行為をいう。

	業務従事者
身体的虐待	精神障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく精神障害者の身体を拘束すること。
性的虐待	精神障害者にわいせつな行為をすること又は精神障害者をしてわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	精神障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
放棄・放置	精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。
経済的虐待	精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第3 精神科病院における障害者虐待事案認知時における対応

1 本部対処体制への速報

精神科病院における障害者虐待事案を認知したときは、警察署長に速報するとともに、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」（令2. 2. 6

道本安対第3595号)に定めるところにより、本部対処体制(警察本部及び方面本部に確立された人身安全関連事案について一元的に対処するための体制をいう。以下同じ。)に速報し、危険性・切迫性の組織的判断、刑事部門等関係部門間の連携など精神障害者の安全確保を最優先として対処すること。

2 精神科病院における障害者虐待事案への迅速・的確な対応

精神科病院における障害者虐待事案については潜在性が高く、虐待行為が常態化して精神障害者から相談がなされないことが多いなど、早期に発見することが困難な場合があることから、事案の認知段階から精神障害者の保護が図られるまで関係部門が緊密に連携し、被害の拡大防止に向けて精神障害者の安全の確保を最優先とした迅速・的確な対応を徹底すること。

3 身体確認、事情聴取等による安全の確認

精神科病院における障害者虐待事案を認知したときは、直ちに現場臨場し、精神障害者の身体を目視確認するとともに、精神障害者、業務従事者、親族等から事情聴取するほか、必要に応じて通報者、目撃者等から事情聴取するなど、虐待事実の有無を総合的に判断すること。

4 業務従事者との分離による安全の確保

精神障害者の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるなど、危険性・切迫性が認められる場合は、当該精神障害者を安全な場所に避難させて業務従事者との分離を図るなど、安全を確保すること。

5 積極的な事件化

精神障害者の負傷状況から、危険性・切迫性が認められる場合は、精神障害者に被害の届出の意思がない場合であっても、客観的証拠の収集等により逮捕の必要性を判断の上、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、積極的な事件化を検討すること。

6 業務従事者に対する指導、警告等の実施

虐待行為が刑罰法令に抵触する場合は迅速に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合又は立件に至らない場合であっても、事案に応じて業務従事者へ指導、警告等を実施するなど、必要な措置を講ずること。

7 適切な相談等への対応

精神障害者から被害の相談や申出がなされた場合は、精神障害者に起因する申出との先入観を排除し、精神障害者の特性に配慮しながら、精神障害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応すること。

第4 都道府県への通報(法第40条の3関係)

1 速やかな通報

法第40条の3第1項において「精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。以下同じ。)に通報しなければならない。」と規定されている。したがって、警察安全相談、事件捜査、急訴事案、保護取扱等の各種警察活動に際し、精神科病

院における障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに都道府県に通報すること。

2 通報に係る留意事項

- (1) 被害者が法に規定する「精神障害者」に該当するか否か判断ができない場合
現場において被害者が法に規定する「精神障害者」に該当するか否かの判断をすることは困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等から、被害者が精神科病院において医療を受けていること等が判明した場合は通報すること。

なお、被害者自身が精神障害者であると認識していなくても通報することができるので留意すること。

- (2) 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は「虐待行為を受けたと思われる精神障害者」について行うものであることから、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害者、関係者等からの聴取内容等から判断し、虐待が行われた可能性があるとして判断できる事案であれば通報すること。

なお、障害の特性から被害者は自身への行為が虐待であると認識できない場合があることから、被害者からの事情聴取結果のみにより虐待を受けていないと判断しないこと。

- (3) 加害者が精神科病院の業務従事者に該当するか否か判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が精神科病院の業務従事者に該当するか否かの判断が困難な場合や、精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合があり得るが、それらの場合であっても、精神科病院における障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から通報すること。

- (4) 障害に起因する被害妄想が疑われる場合

精神障害者から虐待を受けているとの申出がなされた場合は、申出が精神的な障害に起因する被害妄想によるものと認められる場合であっても、都道府県における福祉的観点からの必要な措置を促すために通報すること。

3 通報要領

精神科病院における障害者虐待事案を認知した場合は、人身安全関連事案として本部対処体制に速報し、警察署の生活安全課（これに相当するものを含む。以下単に「生活安全課」という。）において情報を集約した上で、警察署長から都道府県に通報すること。

通報は、原則として精神科病院における障害者虐待事案通報票（別記様式。以下「通報票」という。）により行うものとし、急を要する場合には、電話により通報し、後刻通報票により通報すること。

なお、通報票の作成については、別紙「精神科病院における障害者虐待事案通報票作成に当たっての留意事項」を参照すること。

4 通報後の措置結果の確認

通報した事案については、都道府県における措置結果を連絡するよう生活安全課の担当者から都道府県の担当者に依頼すること。

なお、通報後都道府県から措置結果の連絡がない場合においては、おおむね1か月を目安として、生活安全課の担当者から都道府県の担当者に連絡して措置結果を確認するものとし、その結果を「人身安全対策カード」（別に通達で定める「人身安全対策カード」をいう。）に記録すること。

第5 その他

1 関係部門間の連携

精神科病院における障害者虐待事案への対応に当たっては、総・警務部門、生活安全部門、地域部門、刑事部門等の関係部門間において情報を共有するなど、緊密な連携を図ること。

2 関係機関等との連携

都道府県等の関係機関等が精神科病院における障害者虐待事案を認知して警察に情報提供等する場合も含め、関係機関等と相互に連携し、精神障害者の立場に立った的確な措置が講じられるよう緊密な連携を図ること。

3 指導、教養の徹底

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応に資するため、法の趣旨、内容、障害の特性、具体的な対応要領等について、あらゆる機会を通じて指導、教養に努めること。

4 報告要領等

(1) 報告要領

ア 通報票

精神科病院における障害者虐待事案を取り扱った場合は、生活安全課の担当者が通報票を作成し、警察署長の決裁を受けた後、執務時間内に本部対処体制に電話で報告すること。

報告を受けた本部対処体制は、その内容を確認すること。

イ 措置経過

警察における対応状況、都道府県の措置結果等については、取扱いの都度、「人身安全対策カード」に記録化するとともに、アの事項と同様の措置をとること。

(2) 文書の保存要領

通報票の原議については、当該精神科病院における障害者虐待事案に係る人身安全対策カードとともに編さんすること。

別記様式（第4の3の事項、第5の4の(1)のアの事項関係）

第 _____ 号 精神科病院における障害者虐待事案通報票 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 殿 _____ 方面 警察署長 次のとおり障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見したので、通報します。		
発見年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
発見の経緯		
精神障害者	(ふりがな) 氏名	_____ <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)
	住 所	
	電 話	(_____) _____ ー _____ 番
	職 業	
	医療機関名	
	精神科病名	<input type="checkbox"/> 統合失調症 <input type="checkbox"/> 双極性障害 <input type="checkbox"/> うつ病 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 不安障害、神経症 <input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 依存症（アルコール、薬物等） <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
入院の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 退院後 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
業務従事者	(ふりがな) 氏名	_____ <input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)
	住 所	
	職 業	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他の業務従事者 (_____)
	電 話	(_____) _____ ー _____ 番
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先	_____ 警察署 _____ 課 _____ 氏名 電話 (_____) _____ ー _____ 番 内線	

別紙

精神科病院における障害者虐待事案通報票作成に当たっての留意事項

1 受取人

通報先が都道府県の場合は都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の場合は指定都市の市長とすること。

2 「発見年月日」欄

精神科病院における障害者虐待事案を認知した日を記載すること。

精神科病院における障害者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、精神科病院における障害者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、精神科病院における障害者虐待事案として認知した日を発見年月日とすること。

3 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合においては、通報者の氏名は記載することなく「家族・親族からの通報」、「関係機関からの通報」、「精神科病院業務従事者からの通報」等と記載することができる。

4 「精神障害者」欄

被害者である精神障害者について記載すること。

負傷、障害の影響等により、精神障害者から人定事項等を聴取できない場合は、親族等から聴取するなど、できる限り記載すること。

(1) 「医療機関名」欄

被害者が入院等する医療機関名を記載すること。

(2) 「精神科病名」欄

被害者や親族等からの聴取結果等に基づき、該当すると思われる病名にチェックすること。

(3) 「入院の状況」欄

通院中の精神障害者については、「その他」に記載すること。

5 「業務従事者」欄

加害者である精神科病院の業務従事者について記載すること。

「職業」欄には、業務従事者の職種をチェックすること。「医師」、「看護師」以外の業務従事者については、「その他の業務従事者」に記載すること。

6 「行為類型」欄

複数の事項を選択することが可能であり、該当する項目全てにチェックすること。

なお、虐待行為の定義については、第2の(4)の事項を参照すること。

7 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を用いることができる。

8 「参考事項」欄

精神障害者の言動、警察において講じた措置等都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）において精神科病院における障害者虐待事案として対応する際に参考となると認められる事項がある場合に記載すること。

9 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、都道府県への通報の窓口となる生活安全部門の担当者を記載すること。

10 公印の押印

差出人に係る公印の押印は、省略することができる。

11 その他

通報の際に詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すること。